

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和元年5月15日
国立大学法人島根大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法並びに国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築若しくは大規模な改修に係る設計業務並びに産業廃棄物の処理について、当年度の実績はなかった。

なお、医学部附属病院において以下のとおり省エネルギー改修事業（ESCO事業）を導入し、平成20年度から運用しているところである。

- ・事業名：島根大学医学部附属病院ESCO事業
- ・運用期間：平成20年4月1日～令和6年3月31日
- ・事業概要：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO；現・国立研究開発法人）のエネルギー使用合理化支援事業補助金をESCO事業者と共同申請し、平成18年度から事業計画を進めた。平成19年度に工事完了検査を受けたのち、平成20年度から事業の運用を開始した。